

## 仕様書

### 1. 委託業務の名称

令和7年度 伊達な広域観光推進協議会 誘客促進プロモーション業務

### 2. 事業概要及び目的

#### (1) 概要

伊達な広域観光推進協議会（以下、「当協議会」）は旧伊達藩にゆかりのある地域の広域連携組織として平成20年4月に設立し、宮城・岩手・山形県の5市4町（仙台市・気仙沼市・南三陸町・大崎市・松島町・奥州市・平泉町・一関市・最上町）で構成している。当協議会では構成市町が有する多様な観光資源を組み合わせ、周遊・滞在を楽しめる広域観光エリアの確立を目指し、各市町における観光コンテンツの相互PRや、域内のブランドイメージの醸成に向けた取組みを続けており、エリア内への誘客促進を図るため活動している。

これまで当協議会では、協議会エリア内に存在する世界遺産や東日本大震災の震災遺構、防災拠点等の地域資源を組み合わせ、県境を越えた広域連携の強みを発揮し、体験型の教育旅行の誘致に注力してきた。

一方、一般旅行については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の回復を図るため、旅行需要の変化を把握し、当協議会エリア内への宿泊需要を喚起する方針としている。

#### (2) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の回復を図るほか、旅行需要の変化を把握し、当協議会エリア内への一般旅行需要を喚起する。そのため、戦略的に各種情報発信ツールを活用したプロモーションを実施し、年間を通じ、地域の偏りなく当協議会エリア内への宿泊者や訪問者、リピーターの獲得に繋げることを目的とする。

### 2. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

### 3. 対象地域

当協議会構成市町

【宮城県】仙台市、気仙沼市、南三陸町、大崎市、松島町

【岩手県】奥州市、平泉町、一関市

【山形県】最上町

### 4. 業務内容

#### (1) 旅行商品等の造成及び販売

①国内及び宮城・岩手・山形各県の旅行動向、当協議会エリアの観光資源等を踏まえ、

統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用い、当協議会エリアの誘客に関する課題を明らかにしたうえで、当協議会エリア内への誘客促進に資する旅行商品等の造成を行い、発注者へ提案すること。旅行商品等については、個人向け・団体向けどちらが効果的であるかを検討・提案のうえ、実施すること。

- ② 造成する旅行商品等は、(3)に記載するターゲットに対し当協議会エリアの魅力を訴求し、当協議会エリア内外から当協議会エリア内への宿泊需要を喚起するものとする。
- ③ 旅行商品等の販売にあたり、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いたうえで、適切な販売目標数を設定すること。
- ④ 旅行商品等の造成・販売にあたっては、構成市町それぞれへの宿泊者数及び観光地への立ち寄り者数を集計すること。

※ 立ち寄り者数の把握については、旅行商品等の販売数などから集計すること。旅行商品等は、すでに販売している既存のものも含めてよいものとする。なお、旅行商品等の販売実績から当該実誘客数の把握が困難な場合は、アンケートなどを実施し、宿泊地や観光地の立ち寄り先について集計すること。その際は景品の提供などから一定の回答数を得られるよう努めることとし、景品は構成市町の特産品等とするほか、購入及び発送は、受注者が責任をもって行い報告すること。アンケート数が十分でない場合、ウェブでの実施も可とする。

- ⑤ 造成・販売する旅行商品等は、総合的に地域の偏りなく必ず当協議会構成市町すべてへの誘客を促進する内容とすること。

## (2) 造成する旅行商品等のプロモーション

- ① (1)で造成した旅行商品等について、(3)に記載するターゲットに対するプロモーションを実施すること。プロモーションの実施内容は、当協議会エリアの持つ観光資源や魅力を効果的かつ効率的に発信するものであること。
- ② プロモーションの実施内容は、翌年度以降も継続的に当協議会エリア内への誘客が期待できるようなものとする。
- ③ ターゲットに適した効果的なプロモーション媒体を選定し、その選定理由とともに具体的に訴求する内容や実施期間について明らかにすること。その際、プロモーション及び情報発信の手法や回数などは提案事項とすること。
- ④ 印象的かつ独自性のあるプロモーションを実施し、当協議会の認知度拡大に資する内容とすること。

## (3) ターゲット

- ① 本業務のターゲットは、国内の当協議会エリア内外の一般消費者を想定している。特に、旅行に消費することができる費用や時間に比較的ゆとりがあると考えられる30～70歳代をメインターゲットとする。ただし、この他にも誘客の有力なターゲットとなり得る消費者層があれば積極的に提案すること。

## (4) 旅行商品等の造成・販売及びプロモーション期間

- ① 旅行シーズンや旅行検討時期を踏まえ、当協議会と協議の上、決定すること。また、

戦略的なスケジュールを策定すること。

#### (5) 効果測定

- ① 本業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を指定し、それぞれの設定目標を示すこと。
- ② 本業務の事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

#### (6) 実施結果の分析及び報告書の作成

- ① 上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。なお、次年度事業に向けた提案も盛り込むこと。実施結果の分析及び報告書の作成

(形式：A4、PDF データ 納入期限：令和8年3月13日(金))

#### (7) その他

- ① 本業務に必要な素材は、原則として受託者側で手配すること。
- ② 著作権処理をした写真・動画を使用すること。
- ③ 本業務を実施する上で必要となる関係各所との連絡調整は、原則として受託者側で行うこと。
- ④ 専門用語には、簡単な説明を付記するなど、平易な言葉で書き表すこと。

### 5. 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、2. (2) の目的を達成するためにより良い手法、技術またはアイデアがあるときは、当協議会に対して積極的にこれを提案するものとする。

### 6. 契約に関する条件等

#### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で帰属するものとする。また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

#### (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

#### (4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

### 7. 業務遂行上の留意点

#### (1) 届出及び報告

受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出または報告を行い、当協議会の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・当協議会から業務進捗状況等について届出または報告を求められとき

#### (2) 打ち合わせの実施

受託者は、業務の進捗状況及び課題等について当協議会に報告を行い、また業務履行にあたっての調整または確認を行うため、定期的に打合せを実施すること。

### 8. その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項については、当協議会と協議し決定すること。
- (2) 業務受託後は当協議会と密に情報を共有するとともに、進捗に応じて当協議会からの指示を受けて迅速に対応ならびに提案をすること。
- (3) 本仕様書に記載の内容は、現時点での想定であり、内容が変更となる場合がある。